

非行少年の就労支援について

石井 遥俊

1. はじめに
2. 就労支援の現状と課題
3. 自説
4. おわりに

1. はじめに

令和4年時点の犯罪白書のデータによると、平成15年からの20年間で非行少年の再非行率が約3割程度でほぼ横ばいであるという結果が出ている。¹この理由として、以前と同じ犯罪グループとの交流や就学、就労の問題、社会になじめないことや、自分の価値を認められないなどの理由から再非行に及ぶ例が多数ある。その中でも、就労に関しては非行少年の出院者の進路において、41.4%の少年が就職希望のまま出院していた。²この状況では、無職のまま社会からの孤立を感じ、再非行に及ぶ可能性があるのも否めない状況である。

これらを踏まえ現在行われている支援内容と課題を照らし、どのようにして非行少年が犯罪に二度と手を染めずに社会復帰を果たせるか検討していきたい。

2. 就労支援の現状と課題

現在行われている就労支援は、ハローワークと連携の下、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援（職業相談、職業紹介、職業講話等）を実施している。また、少年院在院者に対しては、刑務所出所者と同様、採用を希望する事業者が、少年院等を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する少年院在院者とのマッチングの促進にも努めているほか、矯正就労支援情報センター室による広域的な就労支援等も実施されている。³また、このような就労支援の他、少年院在院中に矯正教育の一環として職業指導を行っている。これについても

¹ [令和5年版 犯罪白書 第5編/第5章/1](#) 5-5-1 図より

² [令和5年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/4](#) (1) 出院状況・進路 6行目より

³ [令和5年版 犯罪白書 第7編/第6章/第3節/2](#) (2) 就労支援等の充実強化 2行目～7行目

例話4年度から ICT 技術科、総合建設科、製品企画科等の新たな職業指導種目を設けるなどして、充実強化を図っている。出院後を見据え、専門知識を習得させることで勤労意欲を高めることが狙いである。しかし、就労支援を受けそのうち就職の内定を得たものは出院者全体の1割ほどであったことが分かっている。

雇用する側の支援については、非行少年就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、刑務所出所者等就労奨励金を支給する制度が実施されている。令和4年10月1日現在における協力雇用主は、2万5,202社であり、その業種は、建設業が過半数を占め、次いで、サービス業、製造業の順である。そのうち実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は1024社であった。⁴このように実際に雇用している協力雇用主が少ないのは、雇用した場合の経済的負担、トラブル等のリスクや、他の従業員からの理解、会社のイメージダウンの可能性などが挙げられるため雇用をためらう雇用主が多い。協力雇用主として出所者を雇った際に国から支援金が年間で最大72万円支給を行っている。

これらの現在行われている就労支援について、民間企業との連携、就労先の充実、協力雇用主のさらなる活用の観点から指摘したい。

民間企業の連携については、少年院内での就労指導や相談所の設置などで支援が充実しているが、出所してからの支援が手薄のように感じる。自治体だけでは取り組めない事業も、民間であれば豊富な資金を駆使して、取り組めるはずである。実際にNPO法人として社会人として自立を目指す少年を支援する団体などが存在している。

就労先の充実を挙げる理由として、先ほど述べた協力雇用主が出所者を雇用している割合が全体の約4%であることから、非行少年が自ら希望する職場に就職するのが難しいことである。自分がイメージしている職場とのギャップがあるまま働くことは、本人がストレスを抱える原因にもなり、かえって就職が逆効果になる可能性もある。このことから、少年が自分に適した職場を見つけ、長期的に働けるように選択肢の充実が必要になってくる。

最後に協力雇用主に関する問題である。実際に平成31年度に行われた協力雇用主に対するアンケート調査において、協力雇用主に登録していながら雇用したことがない理由について、約5割の企業が、保護観察所から連絡がないとの回答、約2割が従業員や取引先、地域からの理解が得られていないと回答している。連絡がないという回答から、保護観察所は協力雇用主に対して、出所者を雇える機会を与えているだけにすぎずその後の雇用までの支援はあまり行っていないということが分かる。これでは個々で協力雇用主がハローワークに求人を募集しない限り選択肢が増えないことになる。次に周囲からの理解に関しては、難しい問題であるが出所者への理解を得る講演や、雇用することで普及される奨励金を広く認知させることが必要になってくる。

⁴ [令和5年版 犯罪白書 第2編/第5章/第6節/4](#) 2-5-6-5 図より

3. 自説

先ほど述べていた問題点を、どのように改善していくか考えられる対策を述べていきたいと思う。

現在の就労支援では、出所してからの支援が手薄であると感じるので社会人として社会復帰させるためには就職が決定し、定着するまでの支援が重要であると考え。しかしこれを実現するには、人員の確保はもちろん、経済的な負担もかかることになる。そこで、自治体だけでなく国が給付する協力雇用主への奨励金の増加や、企業のサポートが重要になると考える。

企業のサポートについては NPO 法人などの社会的企業に焦点を当てて、説明していく。社会的企業とは、社会的課題の解決を図ることを目的とし、社会の諸資源を動員し社会的課題の解決する事業体であり、利益の最大化を目的としない企業のことを指す。このような社会的企業の例として、福岡県就労支援事業者機構がある。この団体は福岡県からの委託を受けて実施しており、自治体と企業の連携を行っている一例といえる。この団体の活動として注目したのは少年に就労体験を実施させる活動を行っていることである。この活動は、少年が相談員と面談をし、希望に応じた事業所を選定したうえで協力雇用主と面接を行う。そこで同意を得られれば、5日間の就労体験を行うというものであり、少年には1日あたり4000円の体験手当が支給され、事業者にも1日あたり2000円の謝金、損害保険にも加入がされる。⁵協力雇用主の不安な点として少年を雇用した際の損害や経済的影響が、アンケート調査において分かっているので、あらかじめ就労体験で少年を雇用することで、正規雇用した際の多少のリスクはイメージできるだろう。

就労先の選択肢が狭められていることに関しては、協力雇用主が求人募集に登録していないことが原因である。協力雇用主は登録を行うまでは保護観察所が行うのだが、その後の雇用をするまでは、少年と協力雇用主には支援を行っていないのだ。そこで少年が就労先を確保するまでは、保護観察所が面倒を見るべきだと考える。具体的には事業者が協力雇用主として登録する時点で、同時に求人募集に掲載してよいか否かの手続きを行うことで、登録とハローワークへの求人募集を一括で終了させる。その求人募集をもとに少年が選定し、希望する事業者への申し込みを、保護観察所を通して行う。そうすることで協力雇用主が行う登録の手続きの負担を軽減させ、求人募集を行う事業者が増えると考え。この手続きの省略が就労先の選択肢の充実や協力雇用主へ登録する事業の増加につながると思う。そのためにはシステムの変更や観察員への指導が必要になるが、その点に関しては国で指導要綱を作成し、全国で統一して観察所の仕組みを改定させるべきだと考える。費用や時間はかかると考えられるが、社会的貢献や再犯の防止に関する法律などの観点から、行わなければい

⁵ 木村富美子, 萩原清子, 堀江典子, 朝日ちさと「日本における社会的企業の現状と課題」 [_pdf](#)

けない対策であると考える。

4. おわりに

今回述べたような現状行われている就労支援の問題点を克服するためには、少年が雇用しやすいような環境の提供ではなく、雇用するまでの支援を行うべきであると考えます。戦前のイギリスに掲げられたスローガン「ゆりかごから墓場まで」のように「出所から雇用されるまで」最後まで支援することが必要になる。これを実現するために私は、NPO 法人のような利益の最大化を目的としない企業と自治体が連携をとり、円滑な手続きの下で少年が働きたくなるような環境作りが必要である。そして就労先の確保には協力雇用主の存在が必要不可欠である。これらのことから協力雇用主に対する国民の理解や、社会全体が非行少年の再犯率が大幅に減少しないことに対する問題意識をもち、この問題を解決するための環境を提供することが国民の努めである。